

経営



> コーポレートガバナンス	P.22
> 内部統制	P.23
> リスクマネジメント	P.24
> コンプライアンス	P.25
> 知的財産保護	P.26
> 情報セキュリティ戦略	P.27
> 輸出入管理	P.28

経営：コーポレートガバナンス

コーポレートガバナンス

※自己評価◎：目標を上回る成果があった ○：目標を達成 △：一定の成果があった

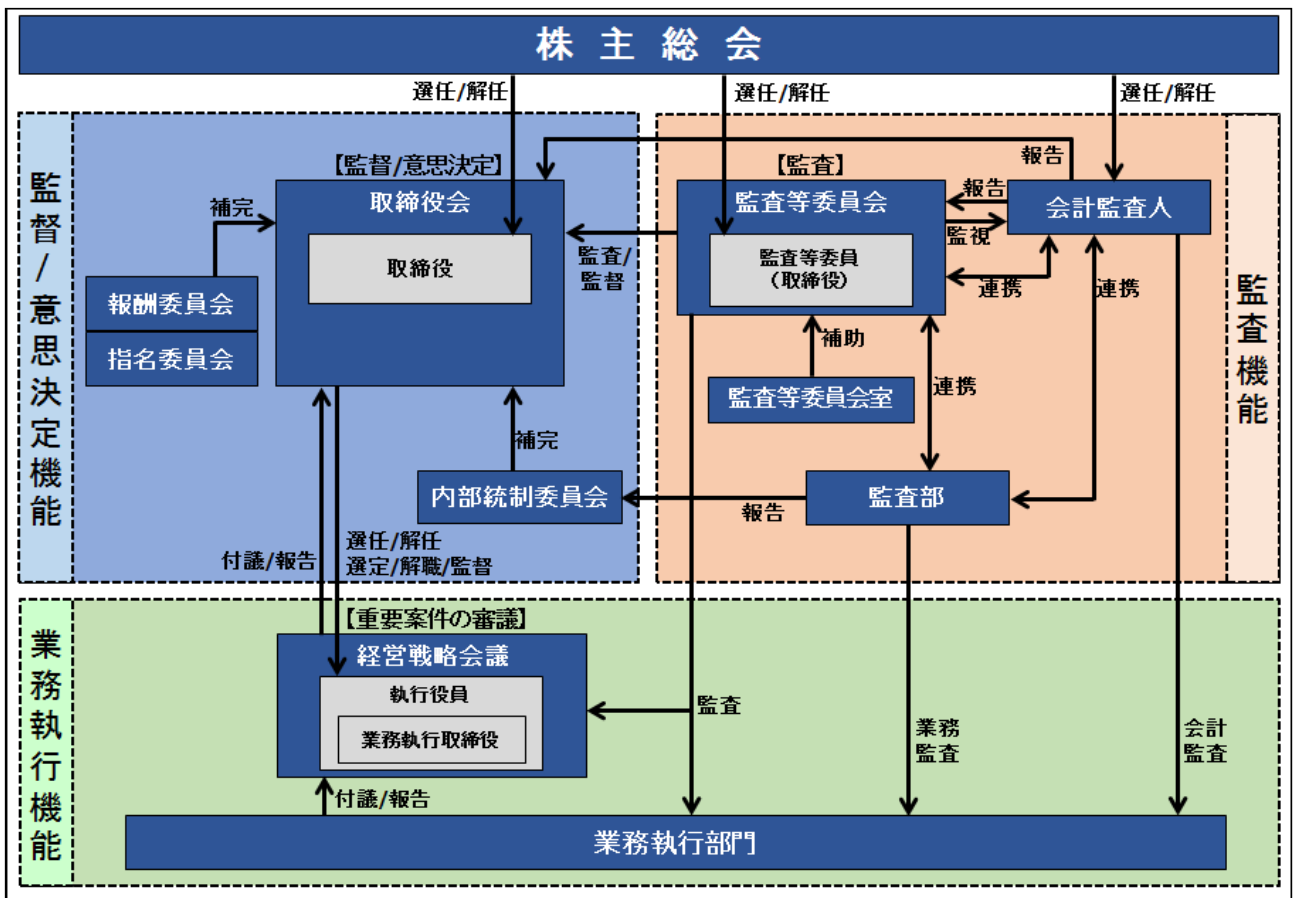
2016年度の目標	2016年度の実績	自己評価※
■各カンパニーを、事業分野をさらに細分化したビジネスユニットに再編し、各BUの市場・経営環境特性に合わせたきめ細かな事業運営を図る	■2016年8月から、事業推進体制を刷新し、ビジネスユニットを単位として収益責任を明確にする「分社化経営」を推進	○

2017年度の重点取り組み目標	■監査等委員会設置会社への移行・執行役員制度復活により、「監督の強化」と「業務執行の機動性強化」を図る
-----------------	---

シャープは、経営理念の一節に掲げている「株主、取引先をはじめ、全ての協力者との相互繁栄を期す」という考えのもと「透明性」「客観性」「健全性」を確保した迅速かつ的確な経営により、企業価値の最大化を実現することをコーポレートガバナンスの基本的な考え方としています。

当社のコーポレートガバナンス体制

取締役会の監督機能強化および意思決定の機動性向上を目的として2017年6月20日に監査等委員会設置会社へ移行しました。



※ 2017年6月20日現在

経営：内部統制

内部統制

※自己評価◎：目標を上回る成果があった ○：目標を達成 △：一定の成果があった

2016年度の目標	2016年度の実績	自己評価※
<ul style="list-style-type: none"> ■「内部統制に関する基本方針」に基づく各種施策のより網羅的な整備・運用と、設定した期限までの完了 ■内部統制の統制領域ごとの重点項目（課題）に対する集中取り組みの継続と、2017年6月の内部統制報告書の提出 	<ul style="list-style-type: none"> ■各種施策の網羅的な整備・運用の確認と推進施策を期限どおりに完了 ■施策内容の見直しと重点項目（課題）への集中的取り組みを実施し、内部統制報告書を提出（情報開示） [2017年6月] 	○
<p style="text-align: center;">2017年度の重点取り組み目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■「内部統制に関する基本方針」に沿った施策のより網羅的な整備・運用と、設定した期限までの完了 ■内部統制の統制領域ごとの重点項目（課題）に対する集中取り組みの継続と、2018年6月の内部統制報告書の提出 	

コーポレートガバナンスを有効に機能させる方法の一つとして、シャープは「会社法」および「金融商品取引法」に基づく「内部統制報告制度」に則り、グループ全体の業務の適正を確保するため、シャープグループとしての内部統制システムを整備しています。

2006年の会社法施行に対応し、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備について基本方針を取締役会で決議し、整備・運用に努めています。この基本方針に則り、取締役会の諮問機関として「内部統制委員会」を設置し、内部統制システム関連諸施策を審議するとともに、整備・運用状況の確認などを行っています。

2017年6月に「内部統制に関する基本方針」を改定し、この基本方針に沿った施策の整備・運用状況を網羅的に確認し、定着を図っています。また、金融商品取引法の対応としての財務報告に係る内部統制の有効性の評価に加え、さまざまな事業リスクの低減を図り、内部統制の有効性を着実に高める取り組みを実施しています。

2016年度も継続して各統制領域における統制機能および評価の効率を高める取り組みを行うとともに、重点項目に取り組み、内部統制は有効であるとの内部統制報告書を2017年6月に提出しました。

2017年度は、さらに内部統制機能の有効性を高めるため、ビジネスユニット単位で重要なプロセスを特定し、重点的に取り組みます。

経営：リスクマネジメント

リスクマネジメント

※自己評価 ◎：目標を上回る成果があった ○：目標を達成 △：一定の成果があった

2016年度の目標	2016年度の実績	自己評価※
<ul style="list-style-type: none"> ■リスク選定の考え方、リスク管理のPDCAサイクルの見直し ▶リスク選定方法、リスク管理・運用ルールの明文化 	<ul style="list-style-type: none"> ■リスク選定の考え方、リスク管理PDCAサイクルの見直し ▶リスク選定方法、リスク管理・運用ルールの明文化 (リスクマネジメント関連規程への反映) 	○
2017年度の重点取り組み目標	<ul style="list-style-type: none"> ■リスクマネジメント関連規程の運用の定着化による効率的なリスク管理の実践 	

「ビジネスリスクマネジメント規程」に基づいた管理・緊急時対応

シャープでは、リスクマネジメントを、事業を継続的に発展させステークホルダーの期待に沿うことで社会的責任を果たす重要な活動の一つと位置付け取り組んでいます。リスクマネジメントの基本方針として「ビジネスリスクマネジメント規程」を定め、経営への影響が特に大きいリスク項目を「特定リスク」と定義しています。全ての特定リスクについて、全社を横断的に管理する機能部門と、自らの事業領域における管理を担当するカンパニー・事業本部が連携し、リスクの最小化・適正化や、未然防止の取り組みを継続的に推進しています。

また同規程に、重大なリスク事案が発生した場合の対応ルールを定め、緊急事態発生時の迅速かつ適切な行動により、自社のみならず、社会に対する損失の最小化と被害の拡大防止を図るとともに、ステークホルダーに対して迅速かつ適切な情報開示を行うための実施事項を規定しています。

特定リスクの定期的な見直し

経営環境の変化等に対応するため、「ビジネスリスクマネジメント規程」では、上記「特定リスク」を、担当部門が定期的に棚卸し（追加・変更）・得点化・優先ランク付けなどを行う旨を規定しています。

2017年度は、同規程の運用の定着化により、効率的なリスク管理に取り組んでまいります。

事業継続マネジメントの推進

シャープは、大規模災害や感染症の流行などの緊急事態において事業の継続や早期復旧を可能にするため、主要な事業所やグループ会社でBCP※を策定し、定期的な見直しや訓練によって組織の事業継続能力の維持・改善を図っています。

2016年度は、各事業所、グループ会社が策定したBCPについて、組織変更や事業内容の変化に応じて継続的に見直し・改定を行っているかそれぞれ自己チェックを実施。有事に備え、継続的な取組みの意識付けを行いました。

※ Business Continuity Plan

経営：コンプライアンス

コンプライアンス

※自己評価◎：目標を上回る成果があった ○：目標を達成 △：一定の成果があった

2016年度の目標	2016年度の実績	自己評価※
■各種コンプライアンス研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ■競争法遵守・贈収賄防止・個人情報保護等の全従業員向けコンプライアンス研修（eラーニング）の実施 ■競争法・下請法・景品表示法・契約実務に関する新任管理職向け研修（eラーニング）の実施 	○
2017年度の重点取り組み目標	<ul style="list-style-type: none"> ■コンプライアンス推進体制の強化 ■各種コンプライアンス研修、監査、ルール整備等の施策の実施 	

コンプライアンス推進体制

シャープでは、コンプライアンスを「法令や企業倫理などの社会ルールおよび社内ルールを守ること」と定義し、コンプライアンスを重視した経営を実践するため、継続的な取組を推進しています。

シャープにおけるコンプライアンスの推進に関する最高管理責任者は、管理統轄本部長が担っており、シャープグループにおけるコンプライアンスに関する基本方針の策定と徹底を行っています。同様に、シャープグループにおけるコンプライアンスの推進に関する統括責任者は、社長室長が担っており、コンプライアンスに関する具体的な施策の立案・徹底、実施状況の確認、是正措置の立案・徹底を行っています。これらのもとで、シャープの各本部長は、コンプライアンスの推進に関する推進責任者として、自本部のコンプライアンスについて責任を負うとともに、自本部傘下の子会社・関連会社（以下、関係会社）のコンプライアンスの推進について指導・監督する責任を負っています。各関係会社におけるコンプライアンスの推進については、当該関係会社の社長が責任を負っています。

また、業務の遂行において関係する個々の法令のうち、全社的な影響を及ぼすおそれのある重要な法令の分野ごとに法令主管部門を設置し、法令等の遵守の徹底を図っています。各法令主管部門は、主管する重要法令の内容を把握し、全社的な事業・共通業務への影響を検討した上で、必要に応じて、事業・業務の見直し、会社諸規程の改定、日常業務基準の策定・改定、役員・従業員への周知などを行っています。

2017年度も、かかるコンプライアンス推進体制を一層強化・充実させるために行動していきます。

コンプライアンスに関する通報・相談窓口

シャープ（株）および日本国内関係会社では、コンプライアンスをはじめとする職場の諸問題に関する総合相談窓口「クリスタルホットライン」、競争法に関する専用相談窓口「競争法ホットライン」を社内および社外（顧問法律事務所）に設置し、公益通報者保護法の趣旨に沿って従業員、派遣社員、お取引先さまの社員※が利用できるようにしています。また、クリスタルホットラインに加え、セクシュアルハラスメント（マタニティハラスメントを含む）やパワーハラスメントなど、職場でのハラスメントに関しては専用の社内相談窓口「ハラスメント相談窓口」も設置しています。

「クリスタルホットライン」には、2016年度は約60件の通報・相談が寄せられました。その結果明らかになった社員の不正行為については、懲戒委員会で審議の上、当人を懲戒処分としています。

「シャープ行動規範」では、各窓口への通報・相談者のプライバシーを厳守すること、通報・相談した事実を理由に不利益な取り扱いを受けないことを明確に規定しています。

なお、海外の主要な拠点でも同様の通報・相談窓口を設置し、諸問題の早期解決への対応を図っています。

※ お取引先さまの社員は「クリスタルホットライン」のみ利用可

経営：コンプライアンス / 知的財産保護

あらゆる形態の腐敗防止、寄付金などの適正処理

「シャープグループ企業行動憲章」「シャープ行動規範」では、直接または間接的な金品および役務の提供、強要などのあらゆる腐敗の防止および寄付金などを適正に処理するための行動原則・行動規準を明記しています。

贈収賄などの腐敗防止については、役員および従業員が遵守すべき規範を定めた「贈収賄等の防止に関する規程」を2015年3月に制定し、社内のチェック体制を明確化して、贈収賄行為の未然防止に取り組んでいます。また、社内ガイドブックや研修資料を作成し社内研修を実施しています。

シャープ（株）および日本国内関係会社の寄付金・賛助金などの抛出については、2008年12月より適法性・合理性・透明性のある運用を行うことを目的に社内審査を義務づけ、利益供与や不正支出を発生させない仕組みを構築しています。

2014年3月にはこれらの仕組みがより公正な運用となるよう審査の強化を図り、2016年度は19件の審査を行いました。

知的財産保護の取り組み

知的財産戦略および管理体制

シャープでは、知的財産戦略を経営上重要な戦略の一つとして位置付け、事業戦略や研究開発戦略と一体で推進しています。積極的な特許取得を推進することで、商品・デバイス事業の優位性を高め、経営基盤の強化に努めています。2016年には知的財産部門のプロフィットセンター化を図るため、当該部門を分社化し、ScienBiziP Japan株式会社（SBPJ）を設立しました。シャープの商品、技術及び事業を熟知したSBPJが、専門業務の質の向上と効率の改善をより一層強固に進めながら、高度なサービスを提供することで、知的財産経営の推進力を高め、シャープの先進技術から強い特許とさまざまな経済価値を生み出しています。

特許取得に関しては、事業ごとに中核となる技術分野を明確化し、現場に密着した戦略的な特許出願を行っています。また、他社との協業あるいは産学連携などのアライアンス活動により生み出される有用特許の取得も積極的に行っています。意匠・商標についても、ブランド戦略に基づいて、グローバルな出願・権利化を行っています。

知的財産の保護

シャープでは、知的財産を事業戦略・研究開発戦略と連動させながら最大限に活用するとともに、自社の知的財産権を保護し、第三者の知的財産権を尊重する姿勢を堅持しています。不当な侵害に対しては話し合いで解決することを基本としながらも、シャープの知的財産権を尊重していただけない場合は、裁判所など第三者の判断を仰ぐことも辞さない方針としています。

また、営業秘密の保護強化と特に重要なシャープ固有の生産技術・ノウハウなどの漏洩防止にも努めています。さらに近年、海外でのシャープブランド模倣品による影響が増大しており、取締当局、業界団体との連携などにより、その対策を推進しています。

経営：情報セキュリティ戦略

情報セキュリティ戦略

※自己評価 ◎：目標を上回る成果があった ○：目標を達成 △：一定の成果があった

2016年度の目標	2016年度の実績	自己評価※
<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報取扱部門において、国際規格ISO27001「情報セキュリティマネジメントシステム」認証の推進継続 ■海外拠点における複合機からの情報漏えい防止対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■ISO27001認証の維持審査合格 ■従来から行っている対策状況確認の全社セルフチェックに加え、管理体制の実態調査を実施 	○
<p>2017年度の重点取り組み目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ISO27001「情報セキュリティマネジメントシステム」の認証維持審査への対応 ■メール誤送信防止システムを自社開発し、社内からのメール誤送信を低減 	

情報管理体制の強化

全社最適視点で情報管理諸施策の推進を行う部門を社長室傘下に配置し、当該部門が「情報セキュリティグローバル基本方針」に基づく諸施策の推進によって、秘密情報・個人情報の適切な管理・取り扱いや、ISO27001の認証事務局として、情報管理の統一的・効率的運用に取り組んでいます。

情報セキュリティ対策の取り組み

毎年、日本国内全従業員を対象として「情報セキュリティ」をテーマとするオンライン研修を実施しています。2016年度は標的型メール攻撃をテーマとし、実際に発生した社外事例を教材に日頃からの注意喚起の重要性を学習しました。また、全社的な情報セキュリティ対策状況を確認するために「情報セキュリティセルフチェック」を実施しています。特に2016年度については各拠点の管理実態を確認し、全社としてのセキュリティの維持向上を図っています。

また、従来から対策強化しておりました、社外公開ウェブサイトの脆弱性診断、標的型メール攻撃・不正サイトアクセスが原因で発生する外部への情報漏洩などについても、不正侵入防御対策やログ分析による不正動作の早期発見・対策を引き続き運営し、安心安全な環境での業務遂行に貢献しています。

個人情報保護の取り組み

改正個人情報保護法が2017年5月30日に全面施行となり、ますます個人情報の厳格な管理が求められています。当社においても、個人情報を取り扱う全ての部門に対して、改正点に沿った管理ルールを新たに導入するなど、個人情報漏えい事故の未然防止対策を強化しています。また、毎年1回、日本国内全従業員を対象に「個人情報保護」のeラーニング研修を実施するとともに、個人情報保有部門を対象に管理状況のセルフチェックや実地監査を実施しています。

経営：輸出入管理

輸出入管理

安全保障輸出管理

日本の安全保障を取り巻く国際環境は、核／ミサイル問題、各国でのテロ活動など、予断を許さない状況にあり、安全保障輸出管理においては、より一層厳格な運用が求められています。このような状況下、シャープでは米ソ冷戦期のCOCOM規制時代からいち早く安全保障輸出管理に取り組んでまいりました。

現在では、軍事目的の先端技術が明確であった時代とは異なり、技術革新が進み、たとえ民生用に製造されたものであってもこれらが武器／兵器に転用されるケースも多く、製品／部品の輸出や技術の提供には細心の注意が求められています。

そのため、シャープグループ各社では外国為替及び外国貿易法（外為法）をベースに「シャープ行動規範」に織り込み「安全保障輸出管理規程」を定めて、輸出管理体制を構築しています。輸出の際は、貨物、技術の法的規制のチェック、相手先や用途のチェックを厳格に行っております。さらに、外為法の遵守に加え、米国外でも適用される米国の再輸出規制への対応も行っています。

このような厳格な輸出管理を行うためには社員の輸出管理マインドを醸成する必要があり、シャープでは全社員に対し、各種輸出管理教育を実施しています。

これら体制を維持、発展させ、今後も充実した輸出管理を実施してまいります。

貿易管理

輸出入に際しては関税法／関税定率法に定められた適正な管理を行うことが求められています。特に輸出入貨物の安全については、国際テログループによる武器などの不法輸出入や、社会問題となっている薬物汚染の水際阻止など、ロジスティクスにおける適正な管理が強く求められています。

当社は輸出に関しては特定輸出者^{*}の資格を有し、物流やセキュリティー管理、手続き管理など輸出の各過程における管理を法令に則って厳格に実施し、適正な輸出に努めています。また、特定輸出以外の国際宅配便／国際郵便、あるいは出張者や来訪者によるハンドキャリーなど多岐にわたる輸出入に関して、社内管理組織の強化を行い、従来からの運用ルールの整理／更新、輸出入記録のシステム化、社内教育の徹底など、適正な輸出入管理を行うためのコンプライアンス体制を整えています。

今後も、適正な貿易管理を実施してまいります。

^{*} セキュリティー管理と法令遵守の体制が整備されていると税関が認めた輸出者